

給法施行令第八條ニ依リ在外指定學校トシテ昭和十年十月十六日指定セリ

昭和十年十月十八日

文部大臣 松田 源治
外務大臣 廣田 弘毅

○文部省告示第三百九十六號
三姓日本在留民會ノ設置セル三姓日本尋常高等小學校ヲ恩給法施行令第八條ニ依リ在外指定學校トシテ昭和十年十月十六日指定セリ

昭和十年十月十八日

文部大臣 松田 源治
外務大臣 廣田 弘毅

○東京駐在「ボリヴィア」國總領事御認可 今般「ファン、セータ、サリーナス、ロナーダ」(Juan N. Salinas Lozada) 東京駐在「ボリヴィア」國總領事ニ任命セラレタルニ付九月二十八日附ヲ以テ其ノ職務執行ニ關スル御認可狀御下付相成リタリ

○大阪駐在「ボーランド」國名譽領事御認可 今般松岡潤吉大阪駐在「ボーランド」國名譽領事ニ任命セラレタルニ付十月十九日附ヲ以テ其ノ職務執行ニ關スル御認可狀御下付相成リタリ

○横濱駐在希臘國名譽領事御認可 今般「ジョン、ハロルド、ナンコリス」(Colon Harold Naouassis) 横濱駐在希臘國名譽領事ニ任命セラレタルニ付十月二十四日附ヲ以テ其ノ職務執行ニ關スル御認可狀御下付相成リタリ

○謁見米國陸軍長官「ジョージ、エイチ、ダーン」今般渡來ニ付敬意ヲ表スルタメ同國臨時代理大使「エドヴィン、エル、ネヴィル」同伴十月十五日午前十一時 天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

○佛國極東艦隊司令長官海軍中將「ジョン、ピエール、エステバ」今般來航ニ付敬意ヲ表スルタメ同艦隊參謀長海軍大佐「ルルー」ヲ從ヘ本邦駐劄同國特命全權大使「フェルナン、ジアン、マリー、ビラ」同伴同大使館附海軍武官海軍大佐「ロザテイ」ト共ニ同日午前十一時三十分 天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

○本邦駐劄中華民國特命全權大使蔣作賓今般歸國ニ付御暇乞ノタメ十月二十九日午前十一時 天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

○米國副大統領「ジョン、ナンス、ガーナー」並下院議長「ジョン・セフ、ダブリュー、バーンズ」今般渡來ニ付敬意ヲ表スルタメ同國臨時代理大使「エドヴィン、エル、ネヴィル」同伴同日午前十一時 天皇陛下ニ謁見仰付ケラレタリ

○拜謁並賢所參拜 今般壤國ヨリ歸朝ノ特命全權公使松永直吉ハ十月十五日前十一時三十分 天皇陛下ニ拜謁仰付ケラレタリ

○今般外國ヨリ歸朝ノ特命全權大使松島肇ハ十月二十九日前十一時 天皇陛下ニ拜謁畢テ 賢所參拜仰付ケラレタリ

在本邦各國公館通知

○在本邦英國大使館三等書記官代理昇任 在本邦英國大使英 國

外務省報 第三百三十四號 (昭和十年十一月一日)

三

執行ニ關スル御認可狀御下付相成リタリ
○在留禁止 在中華民國天津總領事ハ左記ノ者ニ對シ明治二十九年法律第八十號清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法第一條ニ依リ頭書ノ期間滿洲國在留禁止ノ命令ヲ發セリ

昭和十年十一月二十日ヨリ^(當時) 朝鮮慶尚南道釜山^(地) 自稱會社員^(當時) 向^(本籍)三年間^(本籍)廣島縣安藝郡音戸町^(地) 明治二十五年七月六日生年

在滿洲國哈爾賓帝國總領事ハ左記ノ者ニ對シ明治二十九年法律第八十號清國及朝鮮國在留帝國臣民取締法第一條ニ依リ頭書ノ期間滿洲國在留禁止ノ命令ヲ發セリ

昭和十年十一月二十日ヨリ^(當時) 朝鮮慶尚南道釜山^(地) 自稱會社員^(當時) 向^(本籍)三年間^(本籍)廣島縣安藝郡音戸町^(地) 明治二十五年七月六日生年

○御祝電並ニ御答電 十月十五日「アフガニスタン」國皇帝陛下誕辰ニ付 天皇陛下ヨリ御祝電ヲ御發送アラセラレ同二十一日之ニ對シ御答電アリタリ

十月十六日「ルーマニア」國皇帝陛下誕辰ニ付 天皇陛下ヨリ御祝電ヲ御發送アラセラレ同十八日之ニ對シ御答電アリタリ

十月二十八日「チエラコスロヴェキア」國國祭日ニ付 天皇陛下ヨリ同國大統領閣下へ御祝電ヲ御發送アラセラレタリ

十月二十九日土耳其共和宣言日ニ付 天皇陛下ヨリ同國大統領閣下へ御祝電ヲ御發送アラセラレタリ

十月二十八日「チエラコスロヴェキア」國國祭日ニ付 天皇陛下ヨリ同國大統領閣下へ御祝電ヲ御發送アラセラレタリ

○新任在本邦英國大使館參事官着任 新任在本邦英國大使館參事官「エイ、エフ、エイチ、ウイギン」(A. E. H. Wiggin)ハ今般着任セル旨本邦駐劄同國大使ヨリ本月二十一日附ヲ以テ通知アリタリ

○新任在本邦米國大使館參事官着任 新任在本邦米國大使館參事官「エイ、エフ、エイチ、ウイギン」(A. E. H. Wiggin)ハ今般着任セル旨本邦駐劄同國大使ヨリ本月二十一日附ヲ以テ通知アリタリ

○在本邦米國大使館館員異動 在本邦米國大使館附陸軍武官陸軍少佐「ザビアム、シー、クレイン」ハ八月一日中佐ニ昇任セル旨 同輔佐官陸軍大尉「ツルーマン、エム、マー・ティン」ハ六月十七日本邦發難任セル旨並ニ同大使館三等書記官「キャボット、コヴィル」ハ本月一日二等書記官ニ昇任セル旨同大使館ヨリ同月二十一日附ヲ以テ通知アリタリ

○在京城米國總領事館勤務副領事「ラルフ、コーリー」ハ今般賜暇歸國 在京城米國總領事館勤務副領事「ラルフ、コーリー」(Whiteley Young)領事トシテ臨時同總領事館勤務ヲ命セラレタル旨在本邦同國臨時代理大使ヨリ本月二十一日附ヲ以テ通知アリタリ

○在京城米國總領事館勤務副領事任命 元「トリボリ」在勤米國副領事「レスリー、ゴードン、メイヤー」(Leslie Gordon Meyer)ハ今般副領事トシテ在神戸同國領事館勤務ヲ命セ